

3 この補足議定書の効力発生の後最初に開催される議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合は、事務局に対し、特に次の事項を対象とする包括的な研究を行うことを要請する。

(a) 金銭上の保証の仕組みの態様

(b) 金銭上の保証の仕組みの環境上、経済上及び社会上の影響（特に開発途上国に対するもの）の評価

(c) 金銭上の保証を提供する適当な主体の特定

この補足議定書は、国際的に不法な行為についての国家の責任に関する一般国際法の規則に基づく国家の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条 履行及び民事上の責任との関係

1 締約国は、自国の国内法令において、損害に対処するための規則及び手続について定める。締約国は、この義務を履行するため、この補足議定書に従って対応措置について定めるものとし、適当な場合には、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) 自国の既存の国内法令（適用可能な場合には、民事上の責任に関する規則及び手続であって、一般的なものを含む。）を適用すること。

(b) 民事上の責任に関する規則及び手続であって、特に当該義務を履行するためのものを適用し、又は定めること。

(c) (a)に規定する国内法令を適用し、かつ、(b)に規定する規則及び手続を適用し、又は定めること。

2 締約国は、民事上の責任に関する自国の国内法令において第二条2(b)に定義する損害に関連する物的又は人的な損害についての適当な規則及び手続を定めることを目指して、次のいずれかのことを行う。

(a) 民事上の責任に関する自国の既存の法令であって、一般的なものを引き続き適用すること。

(b) 民事上の責任に関する法令であって、特に当該規則及び手続を定めるものを制定の上適用し、又は引き続き適用すること。

(c) (a)に規定する法令を引き続き適用し、かつ、(b)に規定する法令を制定の上適用し、又は引き続き適用すること。

3 締約国は、1(b)若しくは(c)又は2(b)若しくは(c)に定める民事上の責任に関する法令を制定する際は、状況に応じて、特に次の要素を取り扱う。

(a) 責任の基準（厳格責任、過失に基づく責任等）

(b) 適当な場合における責任の所在の特定

(c) 請求を行う権利

第十三条 評価及び再検討

議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の効力発生の五年後に及びその後は五年ごとに、この補足議定書の有効性についての再検討を行う。ただし、当該再検討の必要性を示す情報が締約国によって提供されている場合に限る。当該再検討は、この補足議定書の締約国が別段の決定を行わない限り、議定書第三十五条に規定する議定書の評価及び再検討の文脈において行う。最初の再検討は、第十条及び前条の規定の有効性についての再検討を含む。

第十四条 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

1 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第三十二条2の規定に従うことを条件として、この補足議定書の締約国の会合としての役割を果たす。

2 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの補足議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書により与えられる任務を遂行し、並びに議定書第二十九条4(a)及び(f)の規定により与えられる任務に必要な変更を加えたものを遂行する。

第十五条 事務局

条約第二十四条の規定によって設置された事務局は、この補足議定書の事務局としての役割を果たす。

第十六条 条約及び議定書との関係

1 この補足議定書は、議定書を補正するものとし、議定書を修正し、又は改正するものではない。

2 この補足議定書は、この補足議定書の締約国の条約及び議定書に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 条約及び議定書は、この補足議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この補足議定書について準用する。

4 この補足議定書は、国際法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十七条 署名

この補足議定書は、二十一年三月七日から二十二年三月六日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、議定書の締約国による署名のために開放しておく。

第十八条 効力発生

1 この補足議定書は、議定書の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日（後九十日目）の日に効力を生ずる。

2 この補足議定書は、1に規定する四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国若しくは機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日目の日又は議定書が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第十九条 留保

この補足議定書には、いかなる留保も付することができない。

第二十条 脱退

1 締約国は、この補足議定書が自国について効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この補足議定書から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

3 議定書第三十九条の規定に従って議定書から脱退する締約国は、この補足議定書からも脱退したものとみなす。

第二十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの補足議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの補足議定書に署名した。

二十十年十月十五日に名古屋で作成した。

外務大臣	河野 太郎
財務大臣	麻生 太郎
文科科学大臣	林 芳正
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	齋藤 健
経済産業大臣	世耕 弘成
環境大臣	中川 雅治
内閣総理大臣	安倍 晋三